

美祢市中小事業者等省エネ機器・低燃費タイヤ導入補助金交付要綱

令和8年2月12日

告示第15号

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー価格や物価高騰により、厳しい経営状況にある市内中小事業者等が実施する省エネ環境の整備及び社用車に係る低燃費タイヤの導入を目的とした取組を支援し、経営負担の軽減及び事業の継続化を図ることについて助長、促進するため、美祢市中小事業者等省エネ機器・低燃費タイヤ導入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 市内中小事業者等が事業のための専有施設として所有する事業所又は店舗のうち、事業所名（屋号）を掲げ、常設的に事業を行っているものをいう。
- (2) 省エネ機器 事業所等に設置する一定の省エネ効果が認められるエア・コンディショナー、LED照明機器、LED電球、ショーケース（冷蔵・冷凍）、ガス温水機器、石油温水機器、電気温水機器、エコキュート、複写機及び複合機をいう。
- (3) 低燃費タイヤ 一般社団法人日本自動車タイヤ協会の低燃費タイヤ等のラベリング制度における低燃費タイヤ統一マークが表示されているもの又は各タイヤメーカーの基準により燃費向上の効果が認められるものをいう。
- (4) 事業用車両 自動車検査証において、自家用・事業用の別が事業用であるものをいう。
- (5) 自動車運転代行業車両 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第7項に規定する随伴用自動車をいう。
- (6) 取得財産 補助金により取得し、又は効用の増加した備品、設備等をいう。
- (7) 市税 市民税（個人・法人）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税の市が債権を有するものをいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている事業者をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人農家及び一部業種を除く。）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人又は中小企業

団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体であること。

- (2) 令和8年1月1日時点において、市内に事業所等を有し、かつ、6か月以上継続して事業活動を行っている者であること。
- (3) 引き続き市内において事業活動を継続する意思があること。
- (4) 補助対象経費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が省エネ機器については10万円以上、低燃費タイヤについては5万円以上であること。
- (5) 申請時において、市税の滞納がないこと。ただし、納税について分納計画中である場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (2) 補助対象者又は同居する親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、補助金を交付することが適当でないとして市長が認める者（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に該当するものとする。なお、その購入先については市内に本社（店）、支社（店）又は営業所（店）を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主に限る。

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は市が実施する他の補助事業等の交付の対象となった経費は、補助対象経費から除くものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条第1項に規定する補助対象経費において、省エネ機器の導入については補助対象経費の3分の2以内、低燃費タイヤの導入については補助対象経費の2分の1以内の額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てた額とする。

3 補助金の交付限度額は、1補助対象者につき、100万円を限度とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美祢市中小事業者等省エネ機器・低燃費タイヤ導入補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を

添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 経費明細書（別記様式第3号）
- (3) 宣誓兼同意書（別記様式第4号）
- (4) 見積書等の補助対象経費が確認できる書類
- (5) 省エネ機器であることが確認できる書類等の写し（省エネ機器導入の場合のみ）
- (6) 低燃費タイヤであることが確認できる書類等の写し及び事業用車両の自動車検査証の写し。なお、運転代行業については運転代行業保険又は共済証書の写し（低燃費タイヤ導入の場合のみ）
- (7) 法人事業者については、直近の法人税確定申告書別表一の写し（新規法人の場合は、法人設立届出書の写し）。個人事業者については、直近の確定申告書第一表の写し（新規創業の場合は、開業届出書の写し、許認可証の写し等）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定したときは、美祢市中小事業者等省エネ機器・低燃費タイヤ導入補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第5号）により当該申請を行った申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに美祢市中小事業者等省エネ機器・低燃費タイヤ導入補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業完了後、速やかに美祢市中小事業者等省エネ機器・低燃費タイヤ導入補助金実績報告書（別記様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書等の支出証拠書類の写し
- (2) 補助対象経費に係る省エネ機器の設置前、設置後の写真（省エネ機器導入の場合のみ）
- (3) 補助対象経費に係る低燃費タイヤ取付前、取付後の写真（低燃費タイヤ導入の場合のみ）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、美祢市中小事業者等省エネ機器・低燃費タイヤ導入補助金交付確定通知書（別記様式第8号）により当該報告を行った交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知があったときは、速やかに美祢市中小事業者等省エネ機器・低燃費タイヤ導入補助金交付請求書（別記様式第9号）により市長に対し補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付請求書が提出されたときは、速やかに交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、美祢市中小事業者等省エネ機器・低燃費タイヤ導入補助金交付決定（確定）取消通知書（別記様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

- (1) 第8条の規定により補助事業の中止又は廃止の申請があったとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定は、補助金の交付額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて美祢市中小事業者等省エネ機器・低燃費タイヤ導入補助金返還命令書（別記様式第11号）により補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還命令を受けた交付決定者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(報告及び検査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求め、若しくは事業実施に関し必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他関係書類若しくは当該事業の実施状況を検査させることができる。

(取得財産の管理及び処分)

第15条 交付決定者は、補助事業が完了した後も取得財産を適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 交付決定者は、補助事業により取得した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、その財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めのない財産についてはこれに準ずるものと認められる期間）を経過し、又は美祢市中小事業者等省エネ機器・低燃費タイヤ導入補助金に係る財産処分申請書（別記様式第12号）により、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（帳簿の備付け）

第16条 交付対象者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年2月12日から施行する。

（告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 第15条及び第16条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費
省エネ機器 導入経費	(1) 省エネ機器の購入等に係る費用（購入費、据付工事費） (2) その他市長が必要と認める経費 ※個人住宅兼用事務所等に導入するものについては、原則、対象外とする。 ただし、事務所等への設置が明確な場合は除く。
低燃費タイヤ 導入経費	(1) 低燃費タイヤの購入等に係る費用（購入費、取付費） (2) その他市長が必要と認める経費

※省エネ機器導入及び低燃費タイヤ導入の併用申請